② 公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
ロ 当機構との間の取引高
ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
ニ １者応札又は１者応募である場合はその旨
③ 当方に提供していただく情報
イ 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
④ 公表場所　当機構ホームページ
⑤ 公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内

6 Summary
(1) Classification of the services to be procured : 42
(2) Nature and quantity of the services to be required : Legal inspection, etc. of rental apartment complex 1 set
(3) Fulfillment period : From 1 April, 2017 to 31 March, 2020.
(4) Fulfillment place : As shown in the tender documentation.
(5) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall.
① not come under Articles 331 and 332 of the Urban Renaissance Agency's Rules for the Operation of Accounting Practice.
② have been qualified for the proposal of "service rendering" through the Examination of qualifications for the Participation in the Competitive Tendering Procedures for Procuring Equipment by East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.
③ not be currently under a suspension of nomination as instructed by Head Office or each Branch Office, Urban Renaissance Agency.
④ have proven the products consistent with the specifications and have been approved by Urban Renaissance Agency.
⑤ have results of legal inspections, etc. with the term of more than two years.
(6) Time-limit for submission of proposals : 5 : 00 PM 9, November, 2016
(7) Contact point for the notice : Maintenance Planning Team, Housing Management Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1 Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382, Japan TEL 03―5323―4759.
(8) Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年10月24日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　岡　　雄一

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1) 品目分類番号　42
(2) 購入等特定役務及び数量　平成29年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（千葉・茨城地区）における法定点検等業務
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4) 履行期間　平成29年４月１日から平成32年３月31日まで
(5) 履行場所　入札説明書による。
(6) 本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。
2　競争参加資格
(1) 下記１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。
１）単独企業
① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
③ 当機構東日本地区における平成27・28年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。
２）共同企業体
① 上記１）に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって、別紙「競争参加者の資格に関する掲示」に示すところにより東日本賃貸住宅本部長から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものであること。
② 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
(2) 業務の実績　平成18年度以降に５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅における以下のいずれかの業務について２ヵ年度以上実施したことがある者。
① 建築基準法第12条第１項又は第３項の点検業務（昇降機設備は含まれていなくても可とする。）を受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）として点検を実施した業務
② 共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務
(3) 次に掲げる基準をすべて満たす技術者等を当該業務に配置できること。
１）予定管理技術者の資格等
① 建築士法第２条第２項に規定する「一級建築士」又は建築基準法施行規則第４条の20第１項に規定する「特殊建築物等調査資格者」の資格を有する者であること。
② 申請者と申請書提出時点で、直接的な雇用関係があること。なお、社員でないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取扱う。
２）予定業務担当者　業務を実施する予定業務担当者の資格は、「業務仕様書」に記載のとおりとする。
(4) 点検時において、事故等を未然に防止するための応急措置の実施が可能な体制を構築できること。なお、応急措置の内容は「業務仕様書」による。
(5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。
3　総合評価に係る事項
(1) 総合評価の方法
① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。
② 価格点の算出は、以下のとおりとし、価格点は50点とする。
価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）（小数点第３位切捨て２位止め）
③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は100点とする。
技術評価点＝100×（技術点／技術点の満点）（小数以下第３位を四捨五入）
また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は100点とする。
・企業の経験及び能力
・企業の業務成績（現に同内容業務を実施している者は、その業務における業務実績評価において「A」評価が付された項目数が占める割合に応じて算出する。）
・予定管理技術者の経験及び能力
・実施方針（業務理解度、実施体制等）